

「被保護者全国一斉調査」(厚生省)

にみる教育扶助の状況

杉野 緑

- 1 はじめに
- 2 「被保護者全国一斉調査」にみる教育扶助の状況
 - (1) 統計的動態
 - ① 年令階級別
 - ② 教育扶助人員数・扶助率
 - (2) 本調査にみる教育扶助の実態
 - ① 調査項目にみる教育扶助
 - ② 教育扶助創設の背景
 - ③ 高校進学をめぐる動向
 - ④ 教育扶助内容の改善と扶助率の低下
 - ⑤ 教育扶助人員・扶助率の微増と調査の簡略化
- 3 考察

1. はじめに

1970年代初頭の厚生省による生活保護受給者が「質的に変化した」という認識以後、生活保護の中の子どもの状況は外からではみえにくく、わかりにくいものとなっている。近年の生活保護の動向をみると、保護率は11~12%台で推移し、世帯類型別では高令者世帯、母子世帯、傷病障害者世帯で全体の90%を占めるという傾向が続いている。被保護人口を年令別にみると、0才~18才までの養育・学令期にある児童が全体の約3分の1を占めており、保護率は全体の平均より高く、^{注1}0才~14才で12.56%、12才~14才では17.77%となっており、児童数は微増している。このことは児童への貧困の影響が大きいことを意味している。

具体的には、一般の児童の高校進学率がほぼ上限に達しているにもかかわらず、被保護児童の進学率は約70%と低く、進学しても中途退学する者も多い。さら

に、中卒後、進学も就職もできない極度の学力不振児や中卒無業者の存在も明らかにされている。後に述べるが、今日生活保護を受給していても制度的には高校、大学等への進学は可能である。しかし、これらの事実をみると、貧困児にとって高校進学が必ずしも一般児と同じスタートラインに立ったことにはなっていない。こうした問題を本人の無気力、低学力の問題としてとらえるのではなく、幼い頃からの重層的な貧困の結果として受けとめなければならない。

貧困の影響は教育のみならず、食生活や生活リズムの乱れ、交遊関係の狭さ等々、生活のすべての面においてみられることはいうまでもない。

被保護児童の状況から、貧困層の子弟→低い学歴→低い、不安定な職業→貧困層という従来からの貧困の再生産が展開していくようにみえる。この貧困層予備軍ともいえる児童に教育を保障していくことは、その悪循環の環を打ち切るために重要である。その際、学歴によって規定される職業、それによって得る生涯賃金給量の大小という視点だけでは不十分であり、児童の全面的な発達を保障するという視点が必要である。

小論は、被保護児童の教育保障の実態を、厚生省の資料にみる教育扶助の検討を通して明らかにするものである。

教育扶助は現行生活保護法ではじめて合法化されたもので、同13条は「教育扶助は、困窮のために最低限度の生活を維持することのできない者に対し」「1. 義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品 2. 義務教育に伴って必要な通学用品 3. 学校給食その他義務教育に伴って必要なもの」の範囲内において行い、同32条は原則として金銭給付を行うとしている。

この規定について「教育扶助の基礎知識^{注2}」は、「教育を受けるために必要な凡ての事項にわたって考慮が払われている」とし、公的に保障される教育費について「教育活動（教育をうけるためにする一切の活動）に直接又は間接に伴う一切の経費」であるとしている。

「教育活動」は学校教育、家庭教育、社会教育の三分に分けて考えられているが、ここで検討する教育費は「学校教育活動に伴うもので、然もそれが義務教育課程におけるものであることはいうまでもない」としている。さらにこの教育費は「生計費」として家計から支出されるものであるとしている。

すなわち教育扶助によって保障される費用は、学校教育活動と義務教育に限って親又は保護者が負担する一切の経費と説明されている。

教育扶助以前について詳述は避けるが、救護法及び旧法においては生活扶助に含めて行われていたが、第8次改訂時（1948年）から生活扶助と別枠で教育費が支給されるようになった。

文字通り、戦後40年間被保護児童の教育を保障してきた教育扶助であるが、その創設から今日まで一貫して明示したものはない。小論は、生活保護に関する調査の中で、教育扶助について最も詳細で、戦後40年間を示す「被保護者全国一斉調査」からその実態を検証する。

「被保護者全国一斉調査」は、厚生省社会局保護課が全被保護世帯を客体として毎年行うしつ皆調査である。小山進次郎氏によると「引揚も最盛期を過ぎ、法の運用も一応軌道に乗ってくると共に、所謂濫救なるものが漸く関係者の注意を惹いてきたのである」「この際、査察的な意味をもった一斉調査を行って濫救を整理すると共に、関係者の考え方を統一されたものにして行こう」という考えで第1回の調査が1947年12月～1948年2月^{注3}にかけて行われ今日に至っているとされている。その後しだいに統計的数値による把握に重点がおかれているようだが、保護の実施状況の数量的把握のみならず、生活保護行政の基礎資料として行政と

密に連動するものである。小論では、上記第1回調査から第38回（1984年）までを検討の対象とする。本調査は、数量的調査結果が中心で分析、コメントはほとんどみられず、ここから教育扶助の方針を読みとることは容易な作業ではない。小論では、生活保護法の運用を規定している実施要領、通知・通達等と読み合わせながら検討にあたることにする。

なお、「被保護者全国一斉調査」は基礎調査、及び都道府県別附帯調査、個別調査（全客体の10分の1を抽出して行う。1957年より）から成る。調査の名称は第1回と2回は「被保護者生活状況調査」第3回は「生活保護法による被保護者の保護状況全国一斉調査」となっていた。

以下小論では本調査とする。

2. 本調査にみる教育扶助の状況

先に述べたように本調査は生活保護行政と密接な関係にあり、本調査での児童の処遇は生活保護制度の中での児童の位置を示すものと考えられる。結論的にいえば、児童については年令別人員数と教育扶助人員数が調べられているにすぎない。年令区分も毎年同一ではなく、教育扶助についても第33回調査からは学年別調査は行われておらず基本的統計としても一貫性を欠いている。（以下数値は本調査からのもの）

（1）統計的動態

① 年令階級別

調査年度により年令区分がまちまちであり厳密な比較をすることはできないが、おおよそ15才までをひとつのグループとしてみると、1950年には約94万人で、被保護人口の約半数を占めていたが、1960年代から減少傾向を示し、1984年には約33万人で被保護人口の23.3%を占めている。この児童年令の動向は被保護人口全体の動きとほぼ同じである。

一般の年令別構成比と比較すると、被保護層は児童の減少と60才以上の増加が著しく、1960年代後半に顕

著である。(表1)

② 教育扶助人員数・扶助率

教育扶助人員数は1950年約62万人、うち小学生約45万人、中学生17万人であったが、1984年には小学生約15万人、中学生約10万人となっている。

この教育扶助人員数を一般の小・中学生数で割った扶助率をみると、1950年小学生で40.5%、中学生30.2%と高率であったが、その後低下する。1960年代から再び上昇しはじめ、1964年に小学生で28.8%、中学生29.8%とひとつのピークに達する。しかし、その後急速に低下し'76年には小学生で13.4%、中学生17.1%と最低になるが、ここ10年間は微増傾向が続いている。小・中別扶助率では、従来小学生の方が高い傾向にあったが、扶助率が急速に低下した60年代後半より中学生の扶助率が高くなり、この傾向は今日まで続いている。(表2)

扶助人員数を学年別にみると、従来小学生は高学年ほど多く、中学生は1年生が多かったが、しだいに各学年に平均化してきている。第33回調査から学年別人員数は不明である。(表3)

地域別人員数では、1950年村部が全体の41.8%を占めており、市部より村部、1級地より4級地に多いという傾向は1970年まで続く。1971年より4級地が急激に減少し1級地が最も多くなる。特にこの傾向は小学生に大きい。(表4)

統計的動向をみると、1960年代後半からの10年間で急速に被保護児童が減少し、都市部への集中があったようにみえる。特に、児童の中でも小学生が大きな変化を受けたといえよう。

(2) 本調査にみる教育扶助の実態

①調査項目にみる教育扶助

先に述べたが、調査されている事項は必ずしも同一ではないが、概ね教育扶助人員数が級地別、学年別、都道府県別に記載されている。(年表参照)

教育扶助が合法化される以前の第1～3回調査では

「学校給食費」「学校教育費」の項目で人員数が示されている。現行生活保護法になっての第4回調査にはじめて「教育扶助の状況」の項目が現われ、学年別、性別、地域別人員数が示されている。しかし、第33回調査からは、学年別、級地別調査はない。これは教育扶助支給区分が小・中二区分とされたことに伴う処置と考えられる。

教育扶助を受給している世帯の状況については第10回調査で世帯主の業態が級地別に調べられている一度だけである。

さらに、教育扶助とは別に1960年代に入ると高校在学者について調査が行われている。これは、いうまでもなく高校進学をめぐる実施要領改正の動きに伴うものである。

因に、就学前の幼児の状況について全国レベルで個別の調査が行われたことはなく、幼児の状況については不明である。

上記の様に調査されてきた教育扶助は、どのように運用され展開してきたのであろうか。以下、本調査を中心にいくつかの時期に区分して検討を行うこととする。

②教育扶助創設の背景

現行生活保護法への改正の動きの中で、教育扶助創設については、「これは特に未亡人や遺族の福祉対象を考える場合に」子弟の教育が最も重要であり、「その拡充強化をはかるとともにこれが単給の途を用いたものである」とされており、教育扶助が戦争犠牲者の子弟を対象と^{注4}考えていたことがわかる。本調査第1回によれば世帯主の67%が女性で、「か婦が子供(1～6才)又は老人を抱へておってその他の者の居ない世帯」が全世帯の32%を占めている。

当時、全国で57万人の長欠児童がおり、学童に占める割合は5.6%にも達していた。うち経済的理由による児童は25万人にも及ぶ。こうした長欠児童について^{注5}小山氏は「誠に憂慮すべき状況」とし、教育扶助の活用を述べている。

^{注6}

第1回調査では、「学校給食費」として学童の11%、12万人が支給を受けており、生活扶助世帯の13.8%の世帯にあたと示されている。生活扶助と別枠とされた第3回調査では生活扶助のほぼ半数の世帯が「学校教育費」の支給を受けており、数値の上からも教育費へのニーズの高さが明らかである。

第4回調査「教育扶助の状況」として、「一般教育費」の項目から全国で62万人余りの児童が149円（日額全国平均）の支給を受けており前年の45万人から大きく増加している。さらに注目すべきは、教育扶助単給が若干ではあるが増加していることである。これは、教育扶助適用について「その子女のみを単位として教育扶助の要否及び程度を決定することも考慮すべきである」と単給への途をひらいたことを受けたものであろう。^{注7}

二つの通知を出すなどして教育扶助を積極的に活用しようとする厚生省の意図が数値の上からも読みとれる。

38回の本調査の中で唯一児童についてコメントが行われているのが第10回調査である。同調査は、6～13才の就学年令児童が一般の18.4%に対し被保護世帯は28.7%と「著しく高い割合」を示しており、これは貧困階層の子沢山に由来するとしている。しかし、教育扶助人員数は69万人から52万人へと減少し、扶助率も低下している。

同10回調査「扶助受給人員・扶助種類・業態・級地別」の項目に、教育扶助を受けている世帯主の状況が示されている。それによれば、世帯主が「労働力を有する場合」が全体の68.5%を占め、業態別では「日雇非農林業」が最も多く、次いで「内職者」「自営非農林業」「常用非農林業」の順になっている。級地による違いはあるが、教育扶助受給世帯の多くが日雇労働者、内職者、あるいは都市部下層工場労働者の世帯であることがわかる。

ここでみる限りでは、教育扶助受給者がかつての未亡人・遺族の子弟から、稼働しているが、その職業が

不安定であり多くの子供を抱えている世帯の子弟へと変化してきている。

受給者の変化の一方で、厚生省は外国人への教育扶助禁止、教育扶助の適正実施についての通知を出すなど、創設当時の積極的態度はみられない。

③高校進学をめぐる動向

1960年代に入ると高校進学者、在学者についての調査が活発にみられるようになる。教育扶助は義務教育をその範囲としており、高校等在学者についてはいわゆる世帯分離の方法がとられていた。

第15回調査「世帯分離等」の覧にはじめて「同一世帯で分離」「高校進学」と「同一世帯で高校進学」が現われる。各々、級地別、都道府県別人員数、世帯数が示されており、世帯分離で進学している者、4113世帯、4269人、同一世帯で進学している者1083世帯1136人となっている。地域別にはやはり東京都、1級地が最も多い。その後、第17回～19回調査でも世帯分離、世帯員の異動状況として調べられている。第23回「高校在学者の状況」では世帯の状況別に高校の種類（全日制・定時制・通信）高専、各種学校在学者数が級地別にまとめられている。

世帯分離、あるいは世帯員の異動状況としての高校在学者数の把握は、高校進学緩和への実施要領改正の動きと連なるものであり、1970年には高校の世帯内修学が一般的に認められるようになる。同年、第24回調査では「新規中卒者の状況」として項目が設けられ、第26回調査では「新規中卒者の推移」として、はじめて被保護児童の進学率を42%と数値で明示し、一般児童との比較を行っている。一般の進学率は86.9%であった。^{注8}

その後は、第30回、38回個別調査での世帯類型別「新規卒業者の状況」まで高校進学者についての調査は行われていない。（年表・高校進学状況参照）

一連の調査結果から被保護児童の進学動向をみると、進学率は1970年の35.5%（同一世帯）から'84年の69.1%と上昇してきており、かなりあった級地による差も平均化してきた。学校別では全日制の方が多い。

今日、生活保護を受給していても制度的には高校、大学への進学は可能になっているが、修学に必要な教育費の保障はなく、自らの力でまかなうことが前提となっている。しかしこうした学費等のねん出方法については一度も調査されていない。

1960年代は、貧困児へも高校進学への途を開いた時期であったが、一方においては、新規就労控除、未成年就労控除、就職支度金制度を設け、中卒者の就労を促進していた時期でもあった。

④教育扶助内容の改善と扶助率の低下

高校進学緩和の動きがあった1960年代は、教育扶助の内容もワークブック、副読本、辞書について実費支給、中学技術家庭科教材費支給としだいに改善されてくる。1966年には「教育への関心の高まりと家計における教育費の増加という家計の実態に即するように」「保護家庭児童と一般児童の均衡をはかる」ことを目的として級地差をなくす処置がとられ、保護基準も小^{注9}学生にポイントをおいて改正される。

しかし、先の統計的動態で述べたように急速に扶助人員数は減少し、1974年には小学生14万人、中学生8万人と各々10年前の47.2%、42.2%と半数以下になった。一般の児童が小学生はほぼ同数、中学生が73.1%であるのに比べて減少の割合は著しく大きいといえる。減少に伴う扶助人員の1級地への集中がみられる。

1960年代後半からのこの急激な変化は、いわゆる保護適正化による稼働能力者の生活保護からの締め出しに連なるものと推測できる。稼働年齢者の中でも小学生などの親である比較的年齢の若い層が集中的に締め出され、小学生に扶助人員の大きな減少をもたらしたといえよう。逆にみれば、比較的年齢の高い、自立することの困難な層が、都市部に集積し滞留しており、中学生の扶助率の高さと、1級地への集中となって現われたといえよう。

⑤教育扶助人員・扶助率の微増と調査の簡略化

1960年代後半から減少しつづけた扶助人員は1974年に最低となり、教育扶助内容も中学校の男女差をなく

し、基準の再改定が行われた。1976年には教育扶助の支給は小・中二区分とされた。その理由は、(1)実施機関等の事務合理化に資する。(2)文部省就学奨励法により支給する学用品が小中二区分とされていることとされている。これを受けたと考えられるが、第33回調査^{注10}からは学年別調査は行われなくなり、本調査全体の中で教育扶助のウエイトはしだいに低下してしまい、教育扶助の実態は数値の上からも非常にわかりにくくなってしまった。

こうした教育扶助をめぐる動きの中で、本調査都道府県別附帯調査に教育扶助等についての調査が多くみられるようになり、基礎調査では知り得ない1970年代後半からの実態を示している。(年表参照)

全国レベルで把握されていない学年別扶助人員数は、小学生では学年が上るにつれて多くなり、中学生はほぼ平均化しているという傾向がみられる。

特に注目すべきは、第35回調査青森県「被保護世帯における修学の状況」である。通学費用・方法、学校納付金、学用品図書購入費、クラブ活動費、入学時の費用、修学旅行費について小中学生のみならず高校生についても極めて詳細な調査が行われている。この結果から学年が上がるにつれ経常的教育費が多額となることが明らかである。高校については、公立全日制より私立の方が教育費負担がかなり大きいことを示している。

この他、附帯調査には単なる数量的把握だけではなく、就学前の幼児の状況、高校修学の学費のねん出方法についてなど、注目に値するものが多い。しかし、第36回調査からはこの附帯調査も行われておらず、教育扶助の実態はよりわかりにくいものとなっている。

3. 考察

戦後40年間に教育扶助受給者は未亡人・遺族の子弟から日雇労働者、内職者の子弟へ、さらに高度経済成長をへて都市に住む貧困層の子弟へと変化してきた。扶助人員数、扶助率は急激に減少し、停滞している。

こうした受給者の変化に対し教育扶助内容は改善されていくが、本調査全体の中でのウェイトは低下し、教育扶助の実態をわかりにくいものとしてしまっている。

貧困児の進路選択時にかかえる諸矛盾の原因を、本調査からだけで解明することは困難であるが、次の2点が考察すべき点としてあげられる。

(1) 教育扶助と貧困児の教育要求との乖離

本調査自体のあり方が数値的把握中心のために、貧困児の教育要求を把握することができず、さらにはこの事実への認識が欠けている。

学年が上がるにつれて教育費が多くなるという事実が示されているにもかかわらず、事務合理化のために支給区分を小・中二区分とし、このために二区分となってから小学校高学年の受給が増加するが、本調査で学年別調査を行っておらず、この新しい動向を把握できていない。

かつて「教育扶助の基礎知識」のなかで、「無償を立前とする義務教育課程^{注11}においては、財政としての教育費が確保されるようになれば、生計費としての教育費の負担は、減少するのが当然」と述べられていたが、今日一般家庭においても教育費の負担は年々大きくなっており、就学段階にある児童を有する保護家庭ではその負担はより大きいといえる。今日、被保護児童の22.3%がいわゆる学習塾に通っており、その平均費用は月額10,019円になっているが、こうした家庭教育費^{注12}は教育扶助で支給されない。中学生が必要とする進学のための費用も保障されず、教育扶助額でまかなうことになる。籠山京氏は1950年代の被保護世帯について「なぜ教育扶助金額だけでも全部を教育のために使わないのだろうか。一家中が空腹だからだ。」と述べている。杉村宏氏によれば教育費が増大した今日においては、逆に食費を切りつめて教育費をねん出しているという。小論は教育扶助基準額について論ずることは避けるが、進学関係の費用の保障を欠いているために、^{注13}被保護世帯に大きな負担を強めていることは確かである。^{注14}

義務教育段階での実費支給分への対応という形での教育扶助のあり方は、都市部に集積している貧困児の教育要求とかけ離れたものであり、この教育扶助のあり方について厚生省は調査を行っていない。あるいは、そうした資料を公表しておらず、いっそう教育扶助を貧困児の要求と乖離したものにしている。

(2) 高校進学と生活保護法13条の教育扶助の範囲

1970年に世帯内において一般的に高校修学が可能になったが、その背景には「①保護の受給は一時的であるが教育を受けることはその者にとって一生の問題である。②被保護世帯は子供の将来へ希望をかけている。③社会は高能率化時代に入り、相応の高等教育が要請されている等の理由により、被保護世帯の修学をできる限り広く認めよう」という考えと、全国平均の進学率80%という事情があった。

当時、進学率の上昇は、^{注15}若年労働力率の低下、若年労働力求人難をもたらしたが、同時に労働力人口の高学歴化をもたらし、中卒者に依存していた生産技能労働力の高学歴化がかなり進んでいた。このことから、^{注16}中卒での職業がかなり限られたものになっていたといえよう。

生活保護行政にあって児童は「健全労働力の所有者としての児童」というように労働力としての側面からのみとらえられ、^{注17}義務教育修了後は就労が促進されていた。特に1960年代の就労促進は、多くの若年低賃金労働力を必要とした高度成長型の労働政策に対応するものであった。そうした児童観のもとで、高校等への進学を認めたことは一定の評価が与えられよう。

しかし、この修学も各種奨学金制度、授業料減免制度、あるいは本人の就労による収入などでその学費等にあてることが前提となっており、いうまでもなく教育扶助、生活保護制度による教育費保障はない。先にも述べたが高校受験のために義務教育段階で必要とされる経費の保障もない。

本調査では世帯分離から新規中卒者へと人数的把握にとどまっており、学費等のまかない方の実態は不明

であるが、附帯調査からは奨学金だけでは不十分であることが明らかである。奨学金制度の充実を前提としながらもその額は低く、各自治体による法外援助も充分なものではない。本来は低所得者対策である世帯更生資金の修学資金の貸付件数の伸びから、この資金が生活保護制度の補完的役割を果たしているといえる。

制度的には認めながら、教育扶助を義務教育に止めおき、修学のための経済的保障を欠いている現在の高校進学のある方は、真の教育保障とはいえ、貧困児の進学を事実上空洞化してしまっている。生活保護法13条の規定と高校等進学の関係について明確にされるべきである。

今までみてきたように実費支給分への対応、義務教

育に止めたままでの進学保障という教育扶助のあり方は、自らの構造的矛盾をかかえたまま対症的に展開してきたといえよう。このために貧困児の教育要求と乖離し、貧困児とその家族により多くの負担を強いることとなった。こうした問題は早急に解決しなければならないが、厚生省の調査のあり方は不十分であり貧困児の状況を隠蔽するかのようである。特に1970年代おわりからその傾向は強い。

教育扶助が貧困児の教育要求を満たすよう支給基準額、教材費等教育扶助内容の検討を今後の課題としたい。

(すぎの みどり：名古屋大学研究生)

注1 「第38回被保護者全国一斉調査」(厚生省)1984年によると被保護人口約143万人のうち0才～5才5.1%、6才～11才10.9%、12才～14才7.4%、15才～19才7%を各々占めている。

注2 「生活保護百問百答」第4号 1951年3月

注3 小山進次郎著「生活保護の解釈と運用」1975年 P33

注4 「第7国会生活保護法案説明資料」

注5 注2

注6 注3 P247

注7 東京都民生局「生活保護法関係通知集」1958年

注8 1958年に高校修学者(定時制、実業高校等)の世帯分離適用が明示され、1961年には普通高校修学者についても一般的に世帯分離を認め、条件つきで世帯内修学も認められた。1967年に世帯内修

学要件が緩和され、1969年には定時制の世帯内修学が認められるようになる。詳細は厚生省社会局保護課編「生活保護30年史」1981年参照

注9 雑誌「生活と福祉」121号

注10 同 241号

注11 「生活保護百問百答」第4号 1951年3月

注12 東京都福祉局

「昭和59年度東京都被保護世帯生活実態調査結果報告書」

注13 籠山京著「籠山京著作集第6巻」P102

注14 杉村宏著「生活保護受給世帯の実態」

(江口英一編著「社会福祉と貧困」)

注15 雑誌「生活と福祉」169号

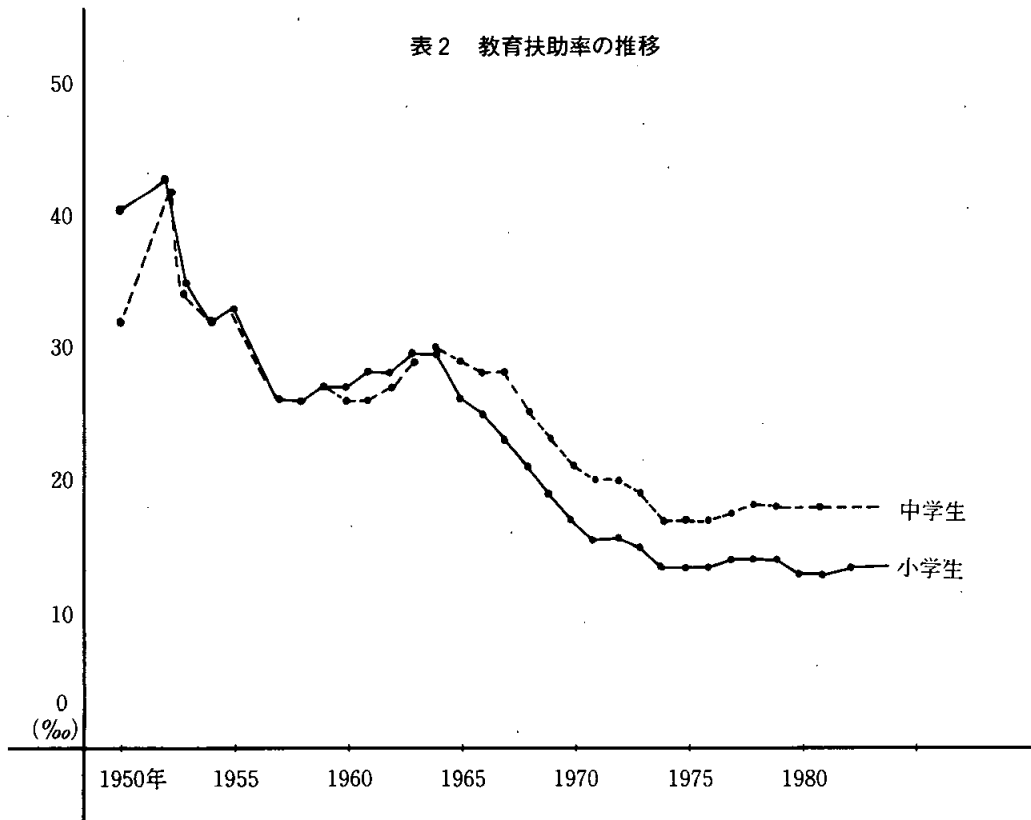
注16 労働白書

注17 「生活保護百問百答」第5号 1952年

表1 年齢別構成比

〈一般世帯〉			〈生活保護世帯〉				
1950年	0～14才	15～59才	60才～	1950年	0～14才	15～59才	60才～
1954				1954			
1959				1959			
1965				1965			
1971				1971			
1975				1975			
1980				1980			

国勢調査・被保護者全国一斉調査より作成



統計から見た教育扶助の動態

表3 学年別扶助人員の推移

	総数人	小 学 校						中 学 校				
		総 数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	総 数	1 年	2 年	3 年
1950年	623,270	452,890	78,160	78,077	85,316	80,057	69,726	61,554	170,880	65,655	55,604	49,121
1960年	495,410	344,429	45,071	50,626	55,365	61,011	66,734	65,622	150,981	63,840	48,433	38,700
1970年	262,267	162,724	21,554	24,089	25,913	28,111	30,545	32,512	99,543	31,894	33,268	34,381
1978年	246,970	156,121	22,807	24,281	25,661	27,509	28,502	27,361	90,849	30,109	30,818	29,922

表4 地域別人員数の推移

1950年	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">市 部</td> <td style="width: 33%;">町 部</td> <td style="width: 33%;">村 部</td> </tr> </table>				市 部	町 部	村 部	
市 部	町 部	村 部						
1960年	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">1 級地</td> <td style="width: 15%;">2</td> <td style="width: 40%;">3</td> <td style="width: 20%;">4</td> </tr> </table>				1 級地	2	3	4
1 級地	2	3	4					
1970年	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">1</td> <td style="width: 15%;">2</td> <td style="width: 40%;">3</td> <td style="width: 20%;">4</td> </tr> </table>				1	2	3	4
1	2	3	4					
1975年	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">1</td> <td style="width: 15%;">2</td> <td style="width: 40%;">3</td> <td style="width: 20%;">4</td> </tr> </table>				1	2	3	4
1	2	3	4					

高校進学状況

1961年

	総数	1級地	2級地	3級地	4級地
同一世帯で分離して高校進学	4269人	1581	514	1403	771
同一世帯で高校進学	1136人	343	155	363	275

1963年・1964年

		総数	1級地	2級地	3級地	4級地
世帯分離で高校等	1963	5755件	1958	785	1974	1038
	1964	6209件	1976	851	2180	1211
世帯分離で短大等	1963	99件	16	9	43	31
	1964	66件	22	12	22	10
同一世帯で高校	1963	3637件	1127	396	1363	751
	1964	5842件	1554	615	2317	1356

1965年

	総数	1級地	2級地	3級地	4級地
中卒就労転出	23647件	1975	2216	8774	10682
世帯分離で在学	5903件	1782	944	2012	1165
同一世帯で高校	7706件	2130	746	2965	1865

1966年

	総数	1級地	2級地	3級地	4級地
中卒就労転出	21357件	1726	2078	7698	9855
世帯分りで在学	5631件	1753	886	1890	1102
同一世帯で高校	9376件	2516	1183	3410	2267

1967年

		総数	1級地	2級地	3級地	4級地
中卒就労転出		18351件	1603	1832	6787	8129
世帯分離で在学		5281件	1706	868	1728	979
同一	全日制高校	12173件	3419	1558	4448	2793
	定時制	1112件	371	193	345	203
	計	13285件	3890	1751	4793	2996

1968年

		総数	1級地	2級地	3級地	4級地
新規中卒就労転出		17095件	1504	1858	6192	7541
世帯分離で在学		4933件	1625	876	1561	871
同一	全日制	12455件	3740	1619	4506	2590
	定時制	971件	364	167	261	179
	計	13426件	4104	1786	4767	2769

1969年

			総数	1級地	2級地	3級地	4級地			
高 校 在 学 等 の 状 況	世 帯 分 離	新規中卒で進学していない者	6736件	1732	932	2142	1930			
		同 一 高 校	全 日 制	1年	5818件	1879	845	1981	1113	
				2年以上	8255件	2424	1148	2969	1714	
			定 時 制	1年	1045件	188	317	396	144	
				2年以上	886件	183	225	307	171	
			通 信 教 育	1年	28件	4	1	16	7	
				2年以上	69件	11	5	37	16	
		高 専			128件	31	28	52	17	
		各 種 学 校			1370件	309	193	468	400	
			同 一 高 校	全 日 制	1年	1554件	378	253	557	366
					2年以上	1926件	477	275	656	518
				定 時 制	1年	1058件	549	198	220	91
					2年以上	2185件	1050	418	528	189
				通 信 教 育	1年	19件	11	2	3	3
2年以上	28件				15	6	4	3		
高 専			80件	15	17	30	18			
各 種 学 校			394件	134	60	133	67			
大 学			124件	48	22	39	15			

1970年 「新規中卒者の状況」

	総数	1級地	2級地	3級地	4級地
新規中卒者	25,438人	5,650	3,460	8,334	7,994
(再)高校進学者	9,027人	2,707	1,377	3,112	1,831
(再)就職転出者	11,449人	1,074	1,353	3,898	5,124

○世帯類型別 進学率

	中卒者	高校進学	進学率	中卒者	高校進学	(再)定時制	進学率
被保護	23330	14610	62.6%	30750	21250	1270	69.1%
高令者世帯 母子々 傷病障害々 その他	620	430	69.3%	800	560		70.0%
	8010	5490	68.5%	13800	10300	520	74.6%
	9090	5180	57.0%	10000	6430	420	64.3%
	5610	3510	62.6%	6150	3960	330	64.4%

(第30回個別・第38回個別調査)

○進学率の推移

	被保護	一般
1970年	35.5%	82.1%
1972	42.0%	87.0%
1976	62.6%	92.6%
1984	69.1%	94.0%

(第30回個別調査)
(第38回 々)

「被保護者全国一斉調査」にみる教育扶助に関する年表

調査回数	実施年度	教育扶助について						高校修学者について	主な教育扶助内容・関連事項
		学年	地域	級地	男女	府都 県道	総計のみ		
1	1948. 2								学校給食児 教育費・学校給食児 〃 教育扶助の状況
2	1949. 2								
3	1949. 9								
4	1950. 9								
5	1951. 8	○	○					○	
6	1952. 10	○		○	○				教科書代実費支給・年額表示を月額へ
7	1953. 10	○		○					
8	1954. 10	○							
9	1955. 9	○							
10	1956. 10	○							
11	1957. 9	○		○					
12	1958. 7	○		○					
13	1959. 7	○		○		○			
14	1960. 7	○		○					
15	1961. 7	○		○		○		世帯分離の状況	
16	1962. 7	○		○		○			
17	1963. 7	○		○		○		世帯分離の状況	
18	1964. 7	○		○		○		〃	
19	1965. 7	○		○		○		世帯員の異動状況	
20	1966. 7	○		○		○		〃	
21	1967. 7	○		○		○		〃	
22	1968. 7	○		○		○		〃	
23	1969. 7	○		○		○		高校在学等の状況	
24	1970. 7	○		○		○		新規中卒者の状況	
25	1971. 7	○		○		○			
26	1972. 7	○		○		○			
27	1973. 7	○		○		○		〃	
28	1974. 7	○		○		○		新規中卒者の状況	
29	1975. 7	○		○		○			
30	1976. 7	○		○		○		新規卒業者の状況	
31	1977. 7	○		○		○			
32	1978. 7	○		○		○			
33	1979. 7							○	
34	1980. 7							○	
35	1981. 7							○	
36	1982. 7							○	
37	1983. 7							○	
38	1984. 7							○	

(本調査・「生活保護30年史」等より作成)

教育扶助に関する附帯調査

宮崎県「生活保護受給世帯中保護を要する児童について」
福島県「高校以上で修学のための世帯分離状況」

青森県「中学校卒業者の就労状況調査」
青森県「
宮崎県「高等学校等在学者のいる世帯の状況」
兵庫県「中学・高校卒業者の状況」長崎県「高校在学者の奨学金等の借入状況」
石川県「中高卒者の就職・進学状況」山形県「世帯分離で高校等の在学状況」
長崎県「新規中卒者の状況」茨城県「保育所等入所見数」

佐賀県「15才以上の非稼働者の状況」
佐賀県「高校等在学者の状況」

北海道「世帯類型別幼児の状況、高校・大学の就学状況」
福岡市「新規卒業生数・世帯数・卒業後の状況別」

秋田県「世帯類型別修学者の状況（在学者数・修学費のねん出方法）」
栃木県「学校の種類別世帯内修学の状況」
神奈川県「高校等在学者及び扶養義務者の状況」
新潟県「新規卒業生の状況」兵庫県「高等学校等修学状況」
秋田県「教育扶助の状況」神奈川県「世帯分離の状況」新潟県「新規卒業生の状況」長野県「中卒者の状況」
秋田県「教育扶助の状況」富山県「世帯内進学人員・教育扶助の状況」長野県「高校卒業生の状況」岐阜県
「高等学校修学状況」札幌市「新規卒業生数・卒業後の状況」福岡市「新規卒業生の状況」
北海道「義務教育を終了したもの・義務教育学年別状況」青森県「被保護世帯における修学の状況」岩手県「新
規卒業生の状況」秋田県「教育扶助の状況・修学費のねん出方法」茨城県「高等学校修学者の状況」
埼玉県「教育扶助受給人員」富山県「教育扶助の状況」三重県「高校・高専在学者公私立別人員」大阪府「中
学・高等学校卒業生の進路状況」広島県「教育扶助・高校修学の状況」愛媛県「進路・進学者学費調査」